

令和6年度鎌倉市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は「令和6年度鎌倉市地域公共交通計画策定支援業務委託（以下「本業務」）という。」に適用する。

2 目的

本業務では、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を実現するため、上位計画との整合を図り、本市の公共交通を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）」に基づく、「地域公共交通計画（以下「地交計画」という。）」の策定について支援することを目的とする。

なお、策定の支援にあたっては、法で規定されている交通計画に関する事項、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針で既定されている交通計画の作成に関する基本的な事項等に対応するよう留意するものとする。

3 対象範囲

鎌倉市全域とする。

4 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月28日までとする。

5 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

6 業務内容

業務内容は以下の通りとする。

(1) 計画準備

業務概要、実施方針、業務工程表、業務の体制、打合せ計画、照査計画等を記した業務計画書の作成を行う。

なお、業務計画書の作成にあたっては、履行期間内に実施する計画策定に必要な調査・検討、協議会での審議等のプロセスを明記するものとする。

また、受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、発注者と協議し、了承を得た上で変更業務計画書を提出しなければならない。

(2) 社会動態・地域特性等の整理

令和5年度に実施した鎌倉市交通マスタープラン改定等基礎調査検討業務委託の成果等を基に、人口動向（総人口、地区別、年齢3区分別、将来人口）、主要施設等設置状況（病院、公共施設、商業施設、教育施設等）及び交通特性、地域特性について整理する。

(3) 上位計画・関連計画の整理

(仮称)第4次鎌倉市総合計画(現在策定作業中)、鎌倉市都市マスタープラン、鎌倉市交通マスタープラン(現在改定作業中)、鎌倉市立地適正化計画等、上位計画・関連計画における公共交通の位置づけ、関連分野との連携等について整理する。

(4) 市民アンケート調査の実施

ア 調査票の設問作成

イ 調査票作成・印刷

ウ 発送用及び返信用封筒の作成

エ 調査票の封入・発送

オ 調査票の集計・分析

カ 整理

※ 無作為抽出の2,000人を対象とする。

※ 調査対象のデータ抽出及び宛名ラベルの作成は発注者が行う。

※ 調査の実施に必要な経費は受注者が負担する。

※ アンケートにおける設問設定等にあたっては、発注者と協議を行うこと。

(5) 地域公共交通に関する現状把握

ア 地域公共交通のデータによる状況把握

地域公共交通のネットワークやサービス状況、利用状況、運行状況、運行収支などの各種データを集約整理する。特に路線バスについては、路線系統・停留所、利用者数、運行本数などのデータを作成、サービス状況及び地域別・路線別(系統別)などの利用実態を整理する。

また、運転免許証自主返納や介護タクシーなどの利用実績等を整理する。

イ 各種実態調査の実施

地域公共交通の利用実態や問題点、地域住民・利用者など市民の潜在的需要やニーズ等を把握するため、以下の調査を実施する。

(ア) 交通事業者ヒアリング調査

(イ) 地域公共交通機関利用者アンケート・路線バス利用者聴き取り調査

※ 路線バス利用者聴き取り調査は、市民の移動実態及び移動ニーズ等を把握するため、公共交通利用者への聴き取り調査を実施する。

なお、調査は4箇所(鎌倉駅東口、鎌倉市役所前、大船駅東口、大船駅西口)において、江ノ島電鉄(株)及び湘南モノレールと重複する路線を除く主要な路線のバス停で行うこととし、主要な路線バス停及び調査項目については、発注者と協議して決定するものとする。

(6) 地域公共交通に関する課題の整理

地域概況、まちづくりの方向性、公共交通の現状などから、地域公共交通の需要と供給を分析するとともに計画策定に資するデータの見える化を行い、前項までの調査結果等と合わせて、地域公共交通の課題を整理する。

(7) 地域公共交通に係る基本方針及び目標の設定

対象地域における将来像と地域公共交通が果たすべき役割、課題などを明確にした上で、地域公共交通の活性化・再構築のための基本的な方針や目的・目標を設定する。

(8) 協議会の運営支援（3 回程度を想定）

- ア 会議資料の作成
- イ 会議への出席（助言・提言等）
- ウ 会議録の作成

(9) 検討資料のとりまとめ

検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

7 協議・打合せ等

協議・打合せ等は業務着手時及び業務進捗報告も含め月に 1 度定例会を実施すること。
それ以外については必要に応じて調整の上、適時行うものとする。

8 業務の進め方

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図、目的を十分理解し、適切な人員を配置し、発注者との連絡を密にして最高知見等を発揮するように努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務にかかわる資料・成果物等については、内容が外部に漏れることのないように慎重に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、本業務を実施するにあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項は、鎌倉市契約規則に従うものとする。

9 法令等の順守

法令及び条例等の関連諸法規を遵守すること。

10 再作業

本業務完了後、受注者の過失又は遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者と相談の上、速やかに訂正、補足その他の処理を行うこととする。

11 資料等の貸与及び返還

本業務を遂行する上で必要と求められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。
また、貸与を受けた受注者は、管理責任者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用しないとともに、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を本市に返還するものとする。

12 提出書類

契約締結後、受注者は次の関係書類を契約締結後 14 日以内に発注者に提出しなければならない。

(1) 業務着手時

- ア 業務着手届及び管理責任者選任届（経歴書を添付）

なお、管理責任者は技術士（総合技術監理部門の都市及び地方計画・鉄道・道路のいずれか、又は建設部門の都市及び地方計画・鉄道・道路のいずれか）の資格を有する者、もしくは RCCM（都市計画及び地方計画、鉄道、道路部門のいずれか）の資格を有する者とする。

- イ 担当者名簿（経歴書を添付）
- ウ 業務計画書（「6 - (1) 計画準備」で規定した内容を記載）

(2) 成果物の納入時

- ア 委託業務完了届
- イ 成果物引渡書

13 成果物

受注者は、本業務が完了したときは、次のとおり成果物を提出しなければならない。なお、電子データの仕様等にあたっては、発注者と協議の上、決定するものとする。

- (1) 報告書（A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折り込み可）） 5部
- (2) その他、本業務に関連し作成した資料 5部
- (3) 打合せ議事録等 正副1部ずつ
- (4) 電子データ（CD-R等の電子媒体に格納したもの） 正副1部ずつ

14 成果物の帰属等

本契約による成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む）は、成果品引渡しの際時点で受注者から発注者に移転する。

また、受注者は本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

15 成果物の納入期限

令和7年（2025年）3月28日までとする。

16 留意事項

- (1) 個人情報や企業等の営業情報となる秘密情報の保護等の厳守及び他用途への使用は禁止する。

また、本業務の受注者は、業務の遂行にあたっては秘密を厳守し、秘密情報の漏洩がないよう機密保持に万全を期すこと。

- (2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。

ただし、契約業務の一部を委託する場合には、発注者の承認を得るものとする。

- (3) 鎌倉市交通マスタープランとの連携

同時期に改定が予定されている鎌倉市交通マスタープランとの連携を図り、成果品の内容に齟齬が出ないように、密に発注者等と協議すること。

17 その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに協議するものとする。